

## 実施要領

- 1 業務名 安佐南区内路上障害物処理業務（単価契約）
- 2 履行場所 安佐南区内一円
- 3 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 入札に付する工種及び他の工種の契約単価の決定
  - (1) 入札に付する工種は、業務の施工が標準的である2号工（設計書のうち工種・名称：障害物の状況確認及び処理、作業1箇所当たり）とする。  
この2号工種を対象に、入札後資格確認型一般競争入札の方法により入札を実施し、落札者を決定する。
  - (2) 他の工種については、落札した2号工種の単価（消費税及び地方消費税相当額を除く。）と設計金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の比率（小数第6位以下切捨て）を他の工種の設計金額に乗じて算出し（1円未満切捨て）、100分の10に相当する額（1銭未満切捨て）を加算した金額をもって契約単価とする。
- 5 契約の締結  
落札者と別紙契約書（案）のとおり契約を締結する。
- 6 契約保証金  
予定総額（消費税及び地方消費税相当額を含む）の100分の10以上。  
ただし、広島市契約規則第31条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- 7 設計書の数量について  
設計書に記載している各工種の数量は見込数量であり、契約締結後の実施数量を保証するものではない。

# 仕 様 書

- 1 業 務 名 安佐南区内路上障害物処理業務（単価契約）
- 2 履 行 場 所 安佐南区内一円
- 3 履 行 期 間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

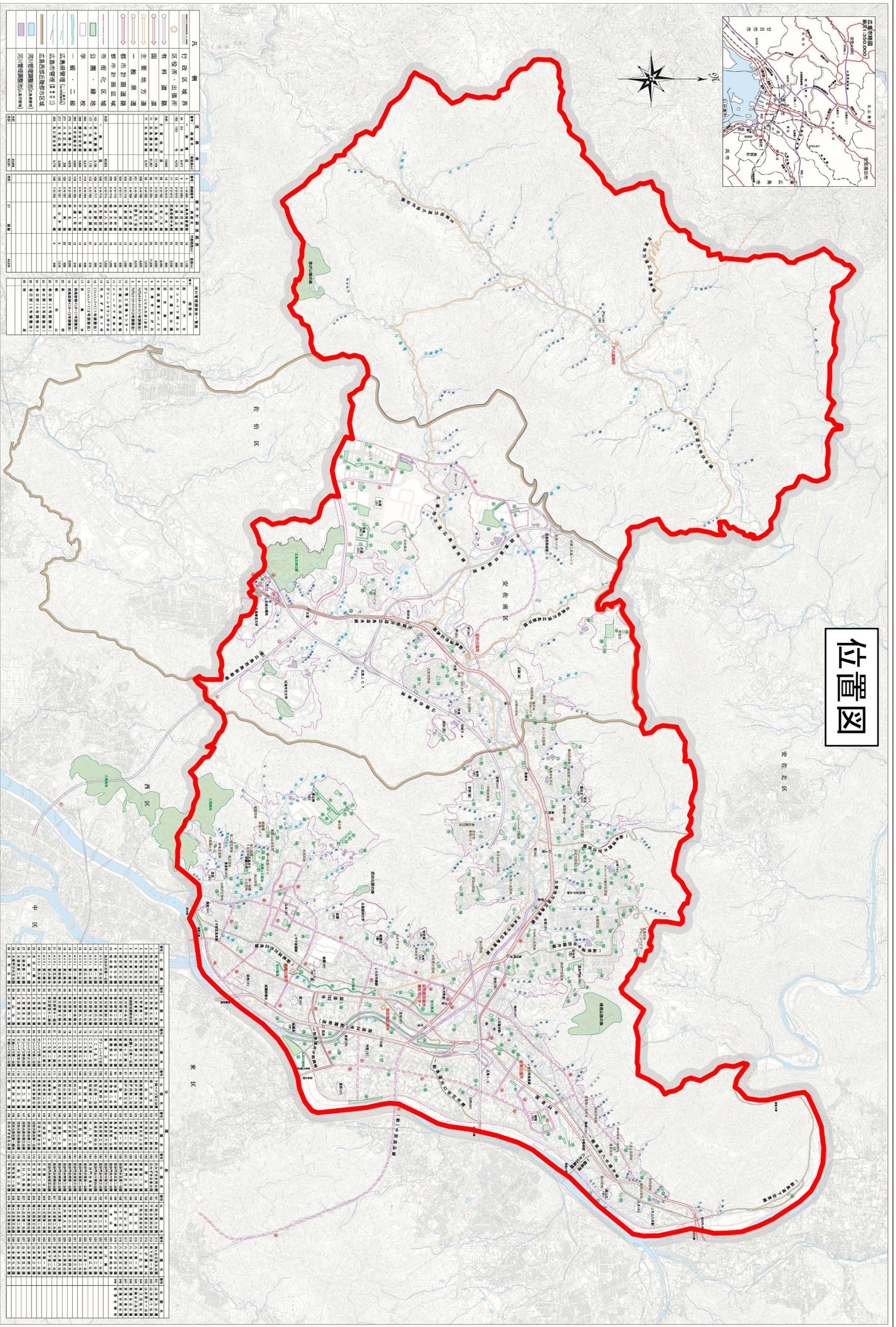
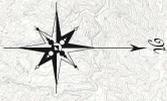
## 4 委託業務の指示

開庁日の開庁時間帯（8：30～17：15）に指示書により、指示するものとし、指示を受けた受注者は直ちに委託業務を実施しなければならない。

## 5 その他

- （1）業務着手時には、現場責任者及びその他従業員を選任し、本市に届け出ること。
- （2）作業にあたっては、諸交通の安全に十分注意すること。
- （3）受注者は、前記4の指示があった場合、直ちに現場へ行き、当該障害物の状況を確認すること。
- （4）周辺をくまなく調査し、当該障害物が見当たらなかった場合は、現場の諸交通の安全を確認の上、指示についての写真を記録し、業務を終了すること。
- （5）当該障害物が実在する場合は、指示についての写真を記録し、適切に処理（撤去・処分）すること。
- （6）当該障害物の処分については、広島市環境局の焼却処分施設に搬入することとし、処分に係る費用については単価に見込んでいる。
- （7）完了報告書を3か月ごとに提出し、完了検査を受けるものとする。
- （8）本仕様書に定めていない事項については、本市と協議の上決定すること。

# 位置图



**图例**

行政区域边界	有轨电车	主要地方道	一般国道	市街化区域	公园、绿地	在鸟居町地区(2015年度)	在鸟居町地区(2016年度)	在鸟居町地区(2017年度)	在鸟居町地区(2018年度)	在鸟居町地区(2019年度)	在鸟居町地区(2020年度)	在鸟居町地区(2021年度)	在鸟居町地区(2022年度)	在鸟居町地区(2023年度)	在鸟居町地区(2024年度)	在鸟居町地区(2025年度)	在鸟居町地区(2026年度)	在鸟居町地区(2027年度)	在鸟居町地区(2028年度)	在鸟居町地区(2029年度)	在鸟居町地区(2030年度)
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

比例尺 1:20,000